

令和5年10月吉日

各位

～令和5年度 国際物流拠点産業活性化促進事業～  
沖縄国際物流特区制度活用セミナー開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、沖縄県では、令和4年8月に新たに国際物流拠点産業集積計画を策定し、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（5市全域）」及び「うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）」を国際物流拠点産業集積地域に指定し、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を促進することで、沖縄における産業と貿易の振興を図ることとしております。

（特区税制）法人税（所得控除、投資税額控除、特別償却）をはじめ、関税の特別措置、地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）の課税免除、事業所税（那覇市のみ）の軽減

〔税制特例措置の対象業種〕

特定国際物流拠点事業（所得控除）

①倉庫業、②特定の無店舗小売業、③特定の機械等修理業、④製造業、⑤航空機整備業

国際物流拠点産業（投資税額控除・特別償却・関税の特例措置・地方税）

上記①～⑤及び⑥道路貨物運送業、⑦卸売業、⑧特定の不動産賃貸業

つきましては、対象地域に立地されている企業様向けに「国際物流特区制度活用セミナー」を開催いたします（参加費などは一切無料です）。

本セミナーは、これまで内閣府や沖縄県の依頼を受け、沖縄特区税制についての講演や相談業務等にご尽力いただいております鈴木和子税理士事務所・鈴木和子様を講師にお招きし、「製造業、卸売業などの対象業種なら活用できる!! 特区制度の活用について」と題し、下記のとおり、実施いたします。

昨年度の税制改正により、特例を受けるためには、知事の認定や主務大臣の確認等、新たな手続きが必要となっておりますので、当セミナーで活用方法をご確認ください。

参加申し込みは、専用の参加申込サイトに必要事項を記入の上、ご応募ください。

お忙しい時期とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |        |   |
|--------|---|
| ■開催日時  | 11月14日（火） 14時～15時30分  |
| ■開催方法  | Zoom オンライン開催  |
| ■参加費   | 無料 定員100名   |
| ■申込締切  | 11月7日（火）  |
| ■申込サイト | <a href="https://questant.jp/q/tokku-seminar202311">https://questant.jp/q/tokku-seminar202311</a> |

以上

《沖縄県 企業立地推進課 委託事業》  
〒900-0006 沖縄県那覇市宇安里205の1  
（株）エマエンタープライズ内  
国際物流特区セミナー係 担当：市川、比嘉  
TEL：098(911)5329  
[tokku@ema.co.jp](mailto:tokku@ema.co.jp)

令和5年度 沖縄国際物流特区制度活用セミナー  
**製造業、卸売業などの対象業種なら活用できる!!**  
**特区制度の活用について**

主催：沖縄県商工労働部企業立地推進課

《開催概要》

[日時]

開催日：令和5年11月14日（火） 14時00分～15時30分

[参加費用]

無料

[定員]

各回100名 ※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

[プログラム]

- ① 製造業、卸売業などの対象業種なら活用できる!! 特区制度の活用について  
鈴木和子税理士事務所 鈴木 和子氏
- ② 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口について  
公益財団法人 沖縄県産業振興公社

[オンラインセミナーの方法]

Zoom ミーティングを使ったオンラインセミナー

※参加者には、Zoom ミーティングのURL、パスコード、セミナー資料などをメールにてお送りします。

[申込期限]

令和5年11月7日（火）

[お申込方法]

応募フォームに必要事項を記入の上、お申し込みください。

※1社3名様まで（3名様を超える場合はご相談ください。）

■応募フォームは、以下のQRコードまたはURLよりアクセスしてください。

<https://questant.jp/q/tokku-seminar202311>

